〔備考〕

1　「International Application No.」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「ＰＣＴ／ＪＰ○○○○／○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受けていない場合には、受理官庁の名称を「ＲＯ／ＪＰ」のように記載する。

2　記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants are indicated on a continuation sheet」の前の□内に∨印を付し、続葉を用いて記載する。

3　「AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE」の欄には、出願人自身が国際予備審査請求を行う場合及び通知のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、国際予備審査請求をすべての出願人の代理人又は代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載するとともに、該当する□内に∨印を付す。国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設けた場合には、そのあて名を記載するとともに、「Address for correspondence」の前の□内に∨印を付す。

4　「BASIS FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」の欄には、次により記載する。

イ　「Statement concerning amendments」の項は、国際予備審査における補正の扱いについて、出願人の希望を記載するものであり、該当する□内に∨印を付す。

ロ　国際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載するとともに、該当する□内に∨印を付す。

5　その他は、様式第１の備考１、２、４、５、９、13、14、20及び21、様式第１の２の備考２、４、５及び７、様式第２の３の備考１、様式第２の４の備考２及び３、様式第７の備考14、15、17及び18並びに様式第７の２の備考４と同様とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の様式第二十一及び様式第二十一の二については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第五百五十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、法第二条第九項に規定する統計基準として、職業に関する分類を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十一日

総務大臣　原口　一博

日本標準職業分類

1　日本標準職業分類の意義

日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、公的統計を職業別に表示する場合の統計基準である。

2　日本標準職業分類一般原則

⑴　用語の意義

ア　仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。

イ　報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）も含む。

したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。

㋐　利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。）

㋑　恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入

㋒　小遣い、仕送り金等の贈与

㋓　競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品

㋔　預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入

㋕　自己所有の株券等の売買差益による収入

㋖　学生・生徒が受ける奨学金等の学資金

㋗　職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

ウ　職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均２時間、あるいは通常の就業者の就業時間の３分の１以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

㋐　自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合

㋑　ＰＴＡ・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

エ　アからウまでに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成19年法律第53号）において使用する用語の例による。

⑵　職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則

職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注１）。

（注１）分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用いる。

この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注２）。

（注２）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。

また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。

ア　仕事の遂行に必要とされる知識又は技能

イ　事業所又はその他の組織の中で果たす役割

ウ　生産される財・サービスの種類

エ　使用する道具、機械器具又は設備の種類

オ　仕事に従事する場所及び環境

カ　仕事に必要とされる資格又は免許の種類

⑶　職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記

ア　分類表の構成

職業分類の分類表の構成は、大分類⑿、中分類⑺④及び小分類（329）の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。

大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。

大　分　類	中分類	小分類
Ａ―管理的職業従事者	4	10
Ｂ―専門的・技術的職業従事者	20	91
Ｃ―事務従事者	7	26
Ｄ―販売従事者	3	19
Ｅ―サービス職業従事者	8	32
Ｆ―保安職業従事者	3	11
Ｇ―農林漁業従事者	3	12
Ｈ―生産工程従事者	11	69
Ｉ―輸送・機械運転従事者	5	22
Ｊ―建設・採掘従事者	5	22
Ｋ―運搬・清掃・包装等従事者	4	14
Ｌ―分類不能の職業	1	1
（計）　12	74	329